

し尿・浄化槽等の汲取り料金が変わります。

令和6年10月1日からです

平成22年に改正して以来、14年ぶりに手数料の改正が行われます。
下水道の整備が進んだことから、トイレ、浄化槽、生活排水（マンホール）の汲取り扱い量は大きく減少しています。このため、汲取り事業者の経費は増加の一途をたどっていました。現在の汲取り体制の維持のため手数料の改正が行われます。

10月1日以降の汲み取りから新たな料金となります。

事例として	汲取申込日	汲取実施日	適用単価
	9月23日	9月30日	現在の料金
	9月24日	10月1日	新料金
	10月1日	10月8日	新料金

地 域 区 分	令和6年10月以降の新料金	現在の料金
下水道処理区域外の家庭 (市街地周辺及び郡部にお住まいの方) ※町から36%助成後の単価です	8.32円/L	6.40円/L
事業所・官公庁	13 円/L	10 円/L
下水道処理区域内の家庭 (市街地にお住まいの方)	13 円/L	10 円/L

- ※ 生活保護受給の方は、役場まで問い合わせください。
- ※ 汲取り料金の計算で10円未満の端数については切り捨てます。
- ※ トイレや生活排水を汲取りされているご家庭では、便槽や浸透マスから、あふれ出さないように、気をつけて、早めに汲取りの依頼をしましょう！
- ※ 手数料については段階的な調整を検討しており、**令和8年度にも再検討**を予定しています。

問い合わせは、役場生活課環境衛生係 73 - 3111 (内線 218、223)
または、(有) 北方産業 72 - 3186 まで。